

一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜

(1) 一般選抜

一般選抜を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者、または2024年9月30日までに該当する見込みの者。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他大学の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本研究科が認めた者
- (10) 次のいずれかに該当する者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めた者
 - イ 大学に3年以上在学した者
 - ロ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - ニ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (11) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、2024年10月1日現在で満22歳に達する者

* (10) における学業成績は次のとおり。

在籍大学又は出身学校の成績評価（転学をしている者は転学前の成績を含む）を下記の方式により計算し、その値が2.75以上であること。

評価平均値 = (秀及び優の単位数×3 + 良の単位数×2 + 可の単位数×1) / 総修得単位数

注1：2年次修了時点で82単位以上修得していることを条件とする。

注2：評価が「認定」となっているものは、修得単位として計上しない。

注3：秀及び優 100～80、良 79～70、可 69～60 とする。

(2) 社会人特別選抜

一般選抜における出願資格各号のいずれかに該当し、かつ、入学予定時において大学を卒業（修了）してから2年以上経過した者とする。

(3) 外国人留学生特別選抜

日本国籍を有しない者で、修学に必要な程度の日本語能力があり、一般選抜における出願資格の各号のいずれかに該当する者、または2024年9月30日までに該当する見込みの者。

協定校推薦特別選抜

次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本学の協定校に在籍又は協定校を卒業した外国人留学生
- (2) 志望する専攻と関連する系統の専門教育を受けた者
- (3) 学業成績・人物ともに優れた者として本学の協定校の指導教員及び学長又は学部長(研究科長)から推薦され、合格した場合には入学を確約できる者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は2024年9月までに修了する見込みの者
 - ② 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者又は2024年9月までに修了する見込みの者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めた者
- (5) 修学に必要な程度の日本語能力がある者